

調査に関する業務規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条第1項第2号の規定に基づき、社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）の会員に対する割賦販売法及び関係法令並びに定款第6条で定める自主規制基本規則等（以下単に「法令等」という。）の遵守状況の調査（以下「法令等の遵守状況調査」という。）に関し必要な事項を定め、これを厳正に運営することにより、クレジット取引の秩序の保持を図り、もってクレジット取引に係る業務の適正な運営の確保と消費者の利益保護を図ることを目的とする。

(調査の対象範囲)

第2条 法令等の遵守状況調査は、原則として、割賦販売法第35条の18の第1項に規定する次に掲げる本会に所属する正会員・社員（以下「会員クレジット会社」という。）を対象に行う。

- (1) 割賦販売業者
- (2) ローン提携販売業者
- (3) 包括信用購入あっせん業者
- (4) 個別信用購入あっせん業者
- (5) クレジットカード等購入あっせん業者（包括信用購入あっせん業者を除く。）
- (6) 立替払取次業者

2 法令等の遵守状況調査は、法令等に基づく、クレジット取引（割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん）に係る業務について行う。

(調査の種類等)

第3条 法令等の遵守状況調査は、次の各号に定める一般調査と特別調査の方法により行う。

- (1) 一般調査とは、法令等の遵守状況調査のうち、次に掲げる調査をいい、法令等の遵守状況及び内部管理体制の整備状況について調査するものとする。

① 書面調査

会員クレジット会社から本会に提出する書類につき行う。ただし、原則として、前条第1項の第3号及び第4号の会員クレジット会社を中心に行うものとする。

② 書面調査の結果を踏まえた実地調査及び実地調査（定期）

会員クレジット会社の本社において行う。ただし、状況に応じて、当該会員クレジット会社の支店その他の営業所において行うことができるものとする。

③ フォローアップ調査

前②において、法令等の遵守状況及び内部管理体制の整備状況に問題があると思われる場合、又は改善が必要と認められた場合に、改善すべき事項とその内容を明示して改善報告を求め、一定期間経過後に当該会員クレジット会社に対して行う。

- (2) 特別調査とは、消費者等からの苦情のうち、悪質性が高いと認められる場合又は社会的な影響があると認められる場合、或いは再三の指導によっても改善が認められない場合に、会員クレジット会社の法令等の遵守状況及び内部管理体制の整備状況の実態及び適切性について調査することをいう。

(調査の実施)

第4条 本会は、必要に応じ、随時、法令等の遵守状況調査を行う。

2 本会は、法令等の遵守状況調査を実施しようとするときは、次のとおり、会員クレジット会社にその旨を通知するものとする。ただし、事前の通知が不相当と認められる場合には、この限りではない。

- (1) 書面調査の結果を踏まえた実地調査は、原則として、調査の1ヵ月前に通知する。
- (2) 実地調査(定期)は、原則として、調査の2ヵ月前に通知する。
- (3) 特別調査は、原則として、調査の数日前に通知する。

(調査に対する協力義務)

第5条 会員クレジット会社は、本会が行う法令等の遵守状況調査又は報告及び関係資料等の請求に対し、協力しなければならない。

(調査員)

第6条 調査は、本会の職員及び嘱託職員のうちから会長が任命した調査員が、これに当たる。

(調査員の権限)

第7条 調査員は、会員クレジット会社に対し、調査事項に関連のある帳簿、書類等の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(調査員の義務)

第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を維持し、品位と信用を保持するよう努めること。
- (2) 調査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 書類等資料の現物調査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせるなど配慮の上、特に的確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示)

第9条 調査員は、書面調査の結果を踏まえた実地調査及び実地調査(定期)、並びに特別調査の着手に当たり、別に定める様式による調査員証を携帯するとともに会員クレジット会社に提示するものとする。

(調査終了の報告)

第10条 調査員は、調査が終了したときは、その結果を報告書に取りまとめ、必要に応じて、審査委員会及び自主規制委員会委員長に報告しなければならない。

(調査終了の通知)

第11条 本会は、調査が終了したときは、その結果を会員クレジット会社に書面により通知する。

(調査結果に基づく改善状況等の報告)

第12条 会員クレジット会社は、本会からの法令等の遵守状況調査の結果に基づき、法令等の遵守状況及び内部管理体制の整備状況に関する報告を求められた場合は、本会が指定する期日までにその改善報告（計画）書を提出しなければならない。

附 則

1. この規則は、割賦販売法第 35 条の 18 第 1 項で定める認定割賦販売協会として、経済産業大臣の認定を受けた日（平成 21 年 12 月 1 日）から施行する。
2. 本規則は、平成 22 年 3 月 11 日から改正施行する。

調査員証の様式

(表面)

調査員証	
	No. _____
	(有効期限：平成 年 月 日)
(写真)	調査員氏名 _____
	上記の者は、本協会の調査員であることを証明する。
	社団法人日本クレジット協会
	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル 電話03(5643)0011 平成 年 月 日発行

(備考) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

(裏面)

調査に関する業務規則(抄)
(調査員の義務)
第8条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
1 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を維持し、品位と信用を保持するよう努めること。
2 調査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
3 書類等資料の現物調査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせるなど配慮の上、特に的確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
4 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
5 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。
(調査員証の提示)
第9条 調査員は、実地監査の着手に当たり、会員クレジット会社に別に定める様式による調査員証を提示するものとする